

公益社団法人 日本文藝家協会 での非営利教育関係での著作物使用料

2018年12月12日

公益社団法人 日本文藝家協会

著作権管理部 長尾玲子

1.公益社団法人 日本文藝家協会使用料規定 抜粋

(教育を目的とした利用)

第8条

3 学校その他の教育機関が当該機関自身の入学試験問題を二次利用する目的で著作物を使用する場合の使用料は次のとおりとする。

(1) インターネット上で、無償で公衆送信する場合の使用料は、年額5,000円とする。

(2) 入学試験問題の残部またはそれを複製した印刷物(入学案内等に印刷する場合を含む)を、無償で公衆に譲渡する場合の使用料は、次のとおりとする。

| 発行部数 | 著作物使用料 |
|----------------|--------|
| ～1,300部 | 1,000円 |
| 1,301部～30,000部 | 2,000円 |

(3) 上記(1)(2)に該当しない使用については、事情に応じて利用者と協議の上、その使用料の額を定めることができる。

2.データを蓄積し使用した実例

教育関係非営利団体からの公衆送信での著作物使用申請のうち、入試問題のホームページ掲載以外では、教育委員会のみで2013年より2018年までで5例(1件目の学習ドリルのみ学年ごとに申請、更新あり)。

1 著作物あたりの著作物使用料計算式は、データ蓄積料1000円+年間配信料3000円×使用年数+消費税。データ蓄積料は初年度のみ。

| 使用形態 | 使用方法 | 期間 |
|------|-----------------------------|-----|
| PDF | 学習ドリル。小中学生がパスワード、IDにより閲覧可能。 | 4年間 |
| 電子書籍 | 国語科教員が授業用プリント教材に加工。 | 2年間 |
| PDF | 習熟度調査。該当地区の生徒対象。 | 2週間 |
| PDF | 単元別テスト。各校担当者が使用可能。 | 1年間 |
| PDF | テスト。児童がパスワードによりダウンロード。 | 1年間 |